

事務連絡  
令和5年5月2日

地域密着型（介護予防）サービス事業所管理者 各位

世田谷区高齢福祉部介護保険課長  
谷澤 真一郎

運営推進会議等の取扱いについて（令和5年5月8日以降）

日頃から、区の高齢福祉施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

区では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年2月27日付「運営推進会議等の取扱いについて」にて、当面の間、以下の枠内の要件を満たすことで、開催しなかった場合であっても、運営基準違反とはみなさないこととしておりました。

- 1 運営推進会議等の開催の要否は、事業所ごとに判断すること。
- 2 開催する場合は、関連通知を参照するほか、出席者に体温の計測を要請し、発熱が認められる場合には出席を断るなど、感染防止のための措置を講ずること。
- 3 中止とする場合は、判断の理由を記録に残し、事業所ごとに保管するとともに、会議において使用する予定の資料等を会議の構成員に送付し、要望、助言等を聴く機会を設けること。

今般、令和5年5月1日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」にて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）の人員基準等の取扱いが示されました。

それを受けて、運営推進会議等（※）の開催は、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図っていくことを目的としていることを鑑み、令和5年5月8日以降は、感染対策を講じたうえで、原則として、従前どおり基準に沿った内容で開催していただくことといたします。なお、開催にあたって配慮を要する構成員（重症化リスクの高い方等）、やむを得ず出席することが困難な方の会議への参加については、下記の留意点による方法を参考にご対応ください。

また、開催にあたっての諸調整を考慮し、移行期間として、令和5年6月30日までは下線部分の記載によらずとも構いません。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては「介護・医療連携推進会議」を、地域密着型通所介護のうち、療養通所介護においては「安全・サービス提供管理委員会」を含む。

記

- (1) 運営推進会議等を対面ではなくテレビ電話装置等を活用して開催する際、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について参加する利

用者又はその家族の同意を得ること。

なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- (2) テレビ電話装置等を活用したオンライン開催も困難な場合には、当面の間は書面開催によることもやむを得ないが、運営推進会議等の意義を尊重し、書面開催が常態化しないように努めること。

なお、書面開催にあたっては、資料等を会議の構成員に説明のうえ、要望、助言等を聴取し、構成員相互に共有するとともにその記録を作成し、結果を公表すること。

(関連通知)

- ・介護保険最新情報 Vol. 1146 (令和5年4月18日)
- ・令和5年4月14日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について (令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」
- ・令和5年5月1日付厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」
- ・区HP：ホーム>目次から探す>福祉・健康>健康・保健・衛生>健康危機管理>新型コロナウイルス感染症>事業者・労働者向けの情報>事業者向けのお知らせ>介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

[問い合わせ先] 高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当

TEL：03-5432-2294 FAX：03-5432-3042